

令和4年(2022年)9月1日

姫路市長 清元秀泰 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 小林直樹

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う、姫路市個人情報保護制度の見直し  
について(答申)

令和4年8月12日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。  
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

## 記

### 1 適当と認める理由等

#### (1) 本人開示等請求における手数料について

##### ア 結論

(仮称)姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「施行条例」という。)において、現行条例どおり、手数料は無料、写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用のみを負担する規定を設けることは適当である。

##### イ 理由

令和3年5月19日改正の個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)は、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」としている。(法第89条第2項)

手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとする法の趣旨や開示請求制度の目的から、手数料は引き続き無料とすることが適当である。

なお、写しの交付は、開示請求者の希望に応じて行う特定の者へのサービスであるため、当該開示請求者に当該写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めることは適当である。

#### (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料について

##### ア 結論

施行条例施行時においては、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料について規定を設ける必要はない。

イ 理由

行政機関等匿名加工情報に関する提案募集の実施が当分の間任意とされている自治体において、施行条例施行時に提案募集を実施する見込みがない場合などは、特段、施行条例において手数料を定める必要はないとされていることから、現時点では規定を設ける必要はない。

(3) 条例要配慮個人情報について

ア 結論

施行条例において、条例要配慮個人情報について規定を設ける必要はない。

イ 理由

法に規定する要配慮個人情報以外に、地域の特性その他の事情に応じて、地方公共団体が条例で定める条例要配慮個人情報については、本市の実情として規定を設けるべき特段の事情は認められないことから、施行条例に規定を設ける必要はない。

(4) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について

ア 結論

施行条例において、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項について規定を設ける必要はない。

イ 理由

法の規定により新たに個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられることから、重ねて個人情報取扱事務登録簿を作成・公表する必要はない。よって、従来の個人情報取扱事務の届出の制度を廃止することは適当である。

(5) 本人開示等請求における不開示情報の範囲について

ア 結論

施行条例において、法の不開示情報と姫路市情報公開条例の非公開情報との整合性を確保するための規定を設ける必要はない。

イ 理由

法の不開示情報と情報公開条例の非公開情報の相違点は2点である。

個人に関する情報のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報については、法の不開示情報と情報公開条例の非公開情報の対象範囲は異なるものの、運用上、いずれの法令によっても同様の結果が得られることから、整合性の確保の必要はない。

法令秘等に関する情報については、法に規定されていないが、情報公開条例では非公開情報と規定されている。しかし、他法令で公開が制限されている情報は、通常、法第78条第1項各号に該当すると考えられ、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって施行条例により不開示情報として定めることは、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」を定めているとは言えない。当該情報の不開示情報該当性は実質的な判断を要することから、法令秘に関する情報を施行条例で不開示情報とする規定は、整合性の確保といえない。

(6) 本人開示請求等の手続について

ア 結論

施行条例において、審査請求は処分庁又は不作為庁に対して行う旨を規定することは適当である。それ以外の開示請求手続等については法の規定どおりとし、市独自の規定を設ける必要はない。

イ 理由

現行条例においては、実施機関に対して審査請求をする制度となっていること、審査請求については法第107条第2項の規定により、条例で行政不服審査法第4条の特例を設けることが認められていることから、開示決定等をした市の機関を審査請求先とすることは適当と考えられる。

それ以外の開示請求手続等については法に規定されていることから、施行条例に市独自の規定を設ける必要はない。なお、開示決定等の期限が、現行の「15日以内」から法の規定の「30日以内」となるが、本市の開示決定等に要する日数は概ね7～10日であり、開示実施事務は法改正後も現行と同じ実務であること、また、保有個人情報と比較的特定しやすく、分量も限られていることから、その開示実施の事務処理が法改正により遅滞するような事態は通常考えられず、引き続き速やかに開示を実施していくことで、市民サービスへの影響はないと考えられる。ただし、実施機関においては、決定期限が延びたことを理由に、処理時間を従来よりも延ばすことが許されるわけではなく、市民の利便性維持のため、請求を受け次第、速やかな対処を徹底すべきである。

(7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問について

ア 結論

施行条例において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問について規定を設けることは適当である。

具体的には、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合及び実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合が考えられる。

イ 理由

個人情報保護制度に関する重要事項について、専門的な知見に基づく意見を聴くことは必要である。

(8) 内部管理に関する規律（個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項）について

ア 結論

施行条例において、個人情報ファイルの保有等に関する事前届出及び市の統一かつ公正な個人情報保護制度の運営を確保するため、市長が他の実施機関に対し報

告を求め、又は助言をすることができる市長の調整についての規定を設けることは適当である。

イ 理由

施行条例において、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項を規定することは認められる。

内部管理上、実施機関が個人情報ファイルを作成又は正式に運用する前に、その運用に係る検討及び助言に必要な時間的余裕を確保するため、個人情報ファイルの保有等に関し、市内部における事前の報告を求める制度を創設することは適当であり、当該制度について施行条例に規定を設ける必要がある。

また、市の統一的かつ公正な個人情報保護制度の運営を確保するため、市長は、他の実施機関に対し報告を求め、又は助言をすることができる市長の総合調整機能についての規定を設ける必要がある。

(9) 法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定について

ア 結論

施行条例において、法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定を設ける必要はない。

イ 理由

現行条例で規定する実施機関等の責務、市民の責務、事業者の責務のうち、実施機関の責務は法第5条及び第67条に規定されていることから、施行条例に重ねて規定する必要はない。

事業者の責務及び市民の責務については、法の目的や規範に反さず、かつ市民や事業者の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で市民や事業者の責務を定めることは許容されるが、当該規定は実質的な意味を有さないことから、施行条例に重ねて規定する必要はない。

委託先、指定管理者に対する法の規定は現行条例の規定に相当することから、施行条例に重ねて規定する必要はない。

出資法人等は、市から出資その他の財政上の援助等を受け、また、市と密接に関連する業務を行っていることなどから、現行条例では、その保有する個人情報の取扱いに当たっては、市の施策に準じた保護措置を講ずるよう努める責務を有している。しかし、出資法人等については、民間事業者等に対する規律が適用されており、保護法以外の法令や契約、出資関係等に基づき、個人情報保護とは別の保護法益に照らして必要な措置を求めることは可能であるが、行政機関等に対する規律を準用するような内容は許容されていないことから、規定する必要はない。

## 2 答申にあたって

姫路市では、姫路市個人情報保護条例を制定し、適宜必要な改正を行いながら、本市が保有する個人情報の適正な取扱いに努めてきた。

社会のデジタル化が進むなか、個人情報の保護と利活用の両立を図るため、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、全国的な共通ルールとして法が直接適用されることとなった。これにより、地方公共団体は、法の規定に反しない限りにおいて、条例で必要な規定を定めることができるとされた。

データ流通が質的・量的に増大しても、行政サービスの信頼性につながる個人情報の保護が重要であることは今後も変わらない。法の一元的な解釈と執行の確保のもと、本市においては、個人の権利利益の保護への最大限の配慮を前提とした上で、情報の利活用の方策等について検討を行うことを望むものである。